
「令和6年度国内石油天然ガス地質調査・メタンハイドレート研究開発等
事業(メタンハイドレートの研究開発)」の内、
「生産水処理に係る調査」
参加意思確認公告
(No. JMH-24-018)

令和6(2024)年5月29日

日本メタンハイドレート調査株式会社

日本メタンハイドレート調査株式会社(以下、「JMH」という)は、経済産業省より委託された「令和6年度国内石油天然ガス地質調査・メタンハイドレート研究開発等事業(メタンハイドレートの研究開発)」の一環として実施する「生産水処理に係る調査」について適切に遂行可能な外注先の選定を始めます。

本参加意思確認公告は、下記の参加資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で行うものです。

記

1. 業務名称

生産水処理に係る調査(以下、「本業務」という)

2. 契約及び業務実施期間(予定)

契約締結日(令和6(2024)年7月)～令和7(2025)年2月28日

3. 業務内容

本業務は、ハイドレートインヒビターなど薬剤混じりの生産水の海域放出に係る調査業務である。海洋油ガス田開発が先行する諸外国においては環境への影響等を評価した上で薬剤混じりの生産水についても海域放出が認められているものの、陸域から離れたEEZでの鉱物資源開発の事例が皆無である国内においては陸域など生活圏から離れた海域においても海域放出が認められない場合が想定される。

具体的には、下記項目の調査を実施する。

(1) 鉱山保安法における有害液体物質の取り扱いに関する課題整理

鉱山保安法では、海防法に規定される有害液体物質を海洋施設から排出することを禁止している。このため、ハイドレートインヒビターが混入した生産水は海域放出せず、陸地に持ち帰り処理しているのが現状である。

ここでは、過去の経緯や今後の対応について経済産業省等と意見交換を行い、有害液体物質の取り扱いに関する課題を整理する。

(2) ハイドレートインヒビターとして使用される化学物質の有害性情報の収集整理

生産水の海域放出を検討するにあたり、ハイドレートインヒビターとして使用される化学物質の有害性や環境影響を確認しておく必要がある。

ここでは、ハイドレートインヒビターとして使用される化学物質について、その有害性情報を収集するとともに、排水及び海水としてそれぞれ許容される濃度の限度を整理する。

(3) ハイドレートインヒビターが混入した生産水の海域放出に関する調査

別にJMHより提供するハイドレートインヒビターの投入シナリオをもとに、化学物質の想定濃度と(2)で整理した許容濃度を比較して、環境保全の観点から生産水の海域放出の可能性を調査する。

尚、上記業務内容については、JMHの裁量により、変更される場合がある。

4. 参加資格

(1) 水質汚濁に関する環境問題の調査実績(自社作業や受託作業等を含む)を有すること。

(2) 債務超過又はそれに類する状態(ただし、本業務の確実な履行に必要な資金等が確保されている場合を除く)にないこと。

- (3) 会社更生法や民事再生法もしくはそれに類する法律の適用を受けていないこと。
 - (4) 現在、経済産業省、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構又は国立研究開発法人産業技術総合研究所から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の措置を受けている期間中でないこと。
 - (5) 令和04・05・06年度競争参加資格(全省庁統一資格)の内、「役務の提供等」において「A」、「B」若しくは「C」の等級の競争参加資格を有する者であること。
- 尚、業務内容の一部のみを受託することは認められません。

5. 提出書類・提出方法

上記4.の参加資格を満たし、本業務を実施することを希望する場合、以下の要領に従い書類を提出してください。

(1) 提出書類(E-mailでの送付も可)

- ① 参加意思確認書（書式は問いません。）
- ② 会社案内等、事業者の概要が記載されている資料及び直近3年間の財務諸表
- ③ 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ④ 『4. 参加資格(1)』に記載した調査実績を有することを示す資料

(2) 提出書類送付先

〒100-0005
東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー21F
日本メタンハイドレート調査株式会社
総務部資材グループ
E-mail: tender.admin@jmh.co.jp

(3) 提出期日

令和6(2024)年6月12日(水)15:00時までに郵送・宅急便・持ち込みまたはE-mail添付にて提出して下さい。

(4) 本公告に関する問い合わせ

令和6(2024)年6月5日(水)12:00時(正午)までに、上記5.(2)に記載のアドレス宛にE-mail により問い合わせ願います。

6. その他

- (1) 本参加意思確認公告の結果、参加資格を満たすと判断された応募者に対し、本業務に関する見積依頼書を送付します。
- (2) 本業務は、経済産業省資源エネルギー庁から当社が委託を受けて実施する事業の一部を再委託するものとなります。その事務処理・経理処理を行うにあたっては、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル(令和3年1月)」の規定、特に「大規模事業」に係る規定が適用されることをご了解の上、参加をお願いします。
- (3) 本業務の上限金額は、6,000,000円(税抜)です。

以上